

三木市記者発表資料 (令和3年2月26日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 本岡忠明 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 〃ワクチン接種対策室長 岩崎国彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 107)

タイトル
緊急事態宣言解除に伴う市内公共施設の利用について ～午後9時までの利用へ延長～
内容
<p>2月23日、兵庫県は京都府及び大阪府と連携して国に対して緊急事態宣言の解除を要請することを決定しました。国は関西3府県の緊急事態宣言を2月末に解除する方針です。三木市では26日午後2時から第53回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県の緊急事態宣言が解除された場合の市内公共施設の利用等について協議を行い以下の通り決定しました。</p> <p>1 期 間 緊急事態宣言解除日から3月7日(日)まで (今後の感染者の状況により変更する場合があります)</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会福祉施設等(各施設の対応状況は別表のとおり)</p> <p>ア 屋内、屋外とも利用時間を午後9時までとする。</p> <p>イ これまでからの感染防止対策を継続し、屋内の収容率を50%以下とし、屋外施設は人と人との距離の十分な確保の上使用いただく。</p> <p>(2) 自治会公民館 市の公共施設・社会福祉施設等の対策に準じた利用をお願いします。</p> <p>(3) 市職員の勤務体制 テレワークや時差出勤等の導入による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p>
セールスポイント
<p>2月15日に設置した「ワクチン接種対策室」を新型コロナウイルス対策本部の事務局に加え、コロナワクチン接種についても情報共有を図ります。</p> <p>県の緊急事態宣言が解除された場合でも、感染対策が緩み再拡大することのないよう、これまでどおりの3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの着用、手洗い消毒、換気などの感染防止対策を実践いただき、市民の皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との思いを持って取り組むことが大切です。一層のご理解、ご協力をお願いします。</p>